

災害救援活動の支援に関する協定書

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

社会福祉法人 鶴居村社会福祉協議会

災害救援活動の支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合を原則とし、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）と鶴居村社会福祉協議会（以下「鶴居村社協」という。）が災害等により被害を受けた地域の市町村社会福祉協議会（以下「被災地市町村社協」という。）の救援活動を支援するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(災害の種類および規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として大規模地震・風水害・事故等により、被災地市町村社協が多大な人的・物的な被害を受けた場合で、住民生活に甚大な支障が生じ、社会福祉協議会（以下「社協」という。）の特性を発揮した支援を必要とする場合とする。

(適用地域)

第3条 この協定の適用地域は、北海道内を原則とする。ただし、他の都府県で前条に該当する災害が発生した場合は、「北海道・東北ブロック道県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互援助に関する協定書」及び全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）からの支援要請に基づき、適用地域として対応するものとする。

(道社協の役割)

第4条 道社協は、第2条に該当する災害が発生した場合、被災地市町村社協の状況を把握するため、すみやかに職員を派遣する等支援を行うものとする。

2 被災地市町村社協に支援が必要と思われる場合は、被災地市町村社協と相談のうえ、鶴居村社協への支援要請及び具体的な「支援計画等」の策定を行う。

(鶴居村社協の役割)

第5条 鶴居村社協は、道社協から支援要請があった場合は、可能な範囲で対応するものとし、支援が有効かつ迅速に実施されるよう、平常時より次の各号に定める諸事業を実施する。

- (1) 災害救援ボランティアセンター等マニュアルの整備
- (2) 災害救援担当職員の配置と研修の実施
- (3) 災害救援用備品器財の確保
- (4) 地域防災力の強化を目的とした事業の実施
- (5) 道社協との連絡強化及び情報の共有

(連絡の窓口)

第6条 道社協及び鶴居村社協は、あらかじめこの協定に関する担当部課・担当者を定めるものとする。

(応援の内容)

第7条 被災地市町村社協に対する支援内容は次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) ボランティアの派遣
- (3) 救援活動に必要な物品、資材及び器財の提供
- (4) その他被災地市町村社協の要請に応じた内容

(経費の負担)

第8条 支援に係る社協職員の派遣に要する経費は、原則として所属する社協の負担とする。ただし、道社協は、予算の範囲内で負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、道社協と鶴居村社協が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、北海道社会福祉協議会及び鶴居村社会福祉協議会両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

会長 長瀬 清



社会福祉法人 鶴居村社会福祉協議会

会長 鶉橋 忠輝

